

徳島市監査委員告示第2号

平成26年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成27年1月7日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	武	知	浩
同	齋	藤	智彦

保政発第348号
平成26年12月15日

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成26年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成26年12月1日報告分）に基づく措置状況

保健福祉部

監査の結果	措置状況
<p>1 所管部局では、指定管理に係る決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>（社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会）</p>	<p>指摘の事案については、直ちに是正しました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 所管部局では、指定管理に係る決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>（有限責任事業組合 リフレ）</p>	<p>指摘の事案については、直ちに是正しました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p>